

平成27年第18回教育委員会定例会議事録

平成27年10月28日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成27年10月28日（水）午後2時00分～午後2時32分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 教 育 長 馬 場 俊 一
職務代理者

委 員 對 馬 初 音 委 員 伊 井 希 志 子

委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 学 校 整 備 大 竹 直 樹
担 当 部 長

生涯学習スポーツ 和 久 井 義 久 中 央 図 書 館 長 井 山 利 秋
担 当 部 長

庶務課長 岡 本 勝 実 教 育 人 事 藤 江 敏 郎
企 画 課 長

学務課長 正 田 智 枝 子 特 別 支 援 伴 裕 和
教 育 課 長

学校支援課長 朝 比 奈 愛 郎 学 校 整 備 課 長 喜 多 川 和 美

生涯学習推進課長 本 橋 宏 己 スポーツ振興課長 人 見 吉 也

済美教育センター 白 石 高 士 済美教育センター 大 島 晃
所 長 統 括 指 導 主 事

済美教育センター 手 塚 成 隆 済美教育センター 加 藤 康 弘
統 括 指 導 主 事 就 学 前 教 育 担 当 課 長

中央図書館次長 吉 川 英 一

事務局職員 庶務係長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司

担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 1 名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 体育施設等の次期指定管理者候補者の選定について
- (2) 地域図書館の次期指定管理者候補者の選定結果について

目次

報告事項

1 報告事項

(1) 体育施設等の次期指定管理者候補者の選定について・・・・・・・・・・ 4

(2) 地域図書館の次期指定管理者候補者の選定結果について・・・・・・・・ 11

教育長 ただいまから、平成27年第18回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

議事進行に先立ちまして、事務局より本日の会議についての説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきまして、教育長より事前に伊井委員とのご指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございます。事前にご案内のとおり報告事項2件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは本日の議事に入ります。日程第1、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番、「体育施設等の次期指定管理者候補者の選定について」スポーツ振興課長からご説明いたします。

スポーツ振興課長 現在体育施設につきましては指定管理者により運営をしているところでございますが、平成28年度末をもって指定管理期間の満了を迎えます。そのため以下のとおり施設を追加し、複数施設をグループ化した上で次期指定管理者候補者の選定を進めたいと考えてございます。

まず1番といたしまして表のところですが、現行は上井草スポーツセンター1施設のみ指定管理と高円寺体育館、荻窪体育館、下高井戸運動場、永福体育館の4施設の指定管理があります。それらを右側の「次期」の表のように変更したいと考えてございます。

まずAグループですけれども、こちらの特徴は、妙正寺体育館を新たに加えるということです。妙正寺体育館は来年の10月からオープン予定ということでございます。上井草スポーツセンターは年間51万人ほどの利用者がありますが、妙正寺体育館は約5万2,000人ということで、妙正寺体育館単体で指定管理のお願いをしたときに、なかなか手を挙げてくれる事業者がいないかもしれないという、そういう懸念もありますし、ある程度大きい施設と組んで、スケールメリットを生かして、指定管理者もいろいろな事業展開を図れるようにといったところから、この2つをグループ化して行うものです。

Bグループは、高円寺体育館、荻窪体育館に新たに松ノ木運動場を加えるといったことでございます。松ノ木運動場については公園施設内ということで従来は指定管理者に管理させることができなかったわけで

すけれども、平成22年に公園条例が改正されましてその点がクリアになったためにこのたびこの松ノ木運動場を加えるということでございます。

Cグループにつきましては下高井戸運動場と、下高井戸区民集会所を合わせるというものです。下高井戸運動場はこれまでも教育委員会で指定管理をしていたところですが、集会所については区の所管課が業者委託で行っていたもので、二面性があったといったところがございましたので、1本化して指定管理者にお願いしたいと考えてございます。

なお永福体育館については、現在移転に向けての実施設計を行っているところですが、ちょうど下高井戸運動場のすぐ隣に、東京都が調節池の工事を行っているところに今後区が体育施設を整備する予定であります。まだ東京都との話がなかなか詰まっておきませんので、具体的な方向性が見えないといったこともあり、永福体育館については当面は個別に実施するというところでグループからは外したというところがございます。

お手数ですが資料をおめくりいただきまして、参考資料で「グループ化する体育施設」の表をご覧いただきたいと思っております。まずAグループですが、杉並区の北の方の上井草スポーツセンターと妙正寺体育館は比較的近いため指定管理者が管理をしやすいだろうといったところでこれらを組み合わせたものでございます。Bグループにつきましては、高円寺体育館、荻窪体育館、松ノ木運動場ですが、ここは中央線沿線で組み合わせをしたというところですが、ここは中央線沿線で組み合わせをしたというところですが、ここは杉並の南の方といったところでおおむねこの3グループで指定管理をお願いしたいと考えてございます。

続きまして2番の次期指定管理の期間です。29年度から33年度までの5年間を考えてございます。ただし、妙正寺体育館につきましては29年度より前の28年度中にオープンということですので、妙正寺体育館についてのみ半年間長くはなりますけれども、早目に指定管理の期間を設定したいと考えてございます。

3番の事業者の選定ですけれども、今後、プロポーザル方式の選定委員会を設置して選定してまいりたいと思っております。

申し訳ございません。再度おめくりいただきまして、4番の今後のス

ケジュールをご覧ください。まずAグループにつきましては、既に妙正寺体育館の使用料について使用料・手数料等検討委員会で検討したところですが、今度11月の区議会の第4回定例会に体育施設等の条例改正案を提出したいと考えてございます。指定管理の公募を1月から3月にかけて行って、3月と4月で候補者の選定を行うということで、5月の第2回区議会定例会に指定管理者候補者についての議案を提出したいと考えております。Bグループ・Cグループにつきましても5月の第2回定例会で条例を改正した上で表のように進めてまいりたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見・ご質問等ございますでしょうか。

對馬委員 下高井戸ですけれども、区民集会所とあわせての指定ということで、区民集会所の仕事も一緒にするというのをイメージしてよろしいでしょうか。

スポーツ振興課長 おっしゃるとおりです。受けた指定管理者が体育施設の方も、集会施設の方もあわせて、まとめて管理するというところでございます。

對馬委員 そうすると今までの体育施設だけというイメージよりも、もうちょっと広がった区民サービスができるという可能性があるかと理解してよろしいでしょうか。

スポーツ振興課長 例えば集会施設を使った後運動場をご利用するという場合には、別々の受付を行っていたところを1本化できますので、よりよいサービスのご提供ができるといったところにつながってくると思います。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

馬場委員 業務委託というのは1つありましたよね。業者への委託と、指定管理者の違いというのはどの点に違いがあるのでしょうか。

スポーツ振興課長 指定管理者の方は、そこで自分たちの営利につながるいろいろな事業を行っていくことができるのですけれども、業務委託の場合ですと、私どもから委託した内容のことだけを行っていくということになってきますので、よりよいいろいろなノウハウを持っている指定管理者ですと、そこで行っている様々なスポーツ教室などをどんどんど

んどん展開できるのですが、業務委託はそういったことが一切できないといったことになります。

馬場委員 やりすぎてしまうということはないのですか。やりすぎてしまうという大変ですけども、それはないのですか。例えば区ではここまですべてと考えているのだけれども、それ以上のことをやってしまうということはないのですか。

スポーツ振興課長 やりすぎるということが起きないように、施設の使用の枠はあらかじめ協定書の中で決めております。一般の利用者の方たちが申し込める枠は当然確保しておきませんといけませんので、その辺はあらかじめ決めた枠の中で実施していただくということになります。

相手の提案書というのがありますので、その中ではこういう事業を行っていきますということはあるのですけれども、それに合わせて年度ごとにほかの施設のバランスを私どもの方で確認しながら、こういう事業をもう少しやってほしいというようなことのバランスを取りながら年度ごとに話をして、こういう事業を増やしてほしいとか減らしてほしいというようなことも話し合いができるということです。

馬場委員 今考えられる課題というか、業者に委託することや指定管理にすることによっての課題というのはどんなことがありますか。

スポーツ振興課長 区役所に直接区民からいただくご意見、ご要望や、また施設に直接入ることもありますけれども、それは苦情に関することでしたらいち早く共有して連携しながらどう対処するかということを常に意識しているのが課題かなと思っています。

馬場委員 そういう課題が出てきた場合には今後改めて指定管理にするわけですから、事前にその課題に対応できるというような形も当然考えられていると思うのですけれども。多分そうですね、きっと。

スポーツ振興課長 そのあたりの会社の体制といいたいまいしょうか、ほかでの実績などについても審査の対象となりますので、そういったところは重要なことかなと思っています。

庶務課長 ほかにご意見・ご質問等ございませんか。

折井委員 今回の公募の前に現行の指定管理者で行ってきたいろいろな教室ですとか業務で、問題点なり課題なりがやはり何らかの形であったと思うのですが、それを踏まえた形での次回の次期指定管理者の公募ということになると思うのですけれども、今回の公募ではどのような点を

重視して審査というか選考を行う予定なのでしょうか。

スポーツ振興課長 利用なさる方が主役ですので、施設利用者の方に質のよいサービスを効率的に提供できるかといったところですか、あとはその会社の経営力、事業サービスの内容だとか、先ほど申しましたとおりほかの施設での実績というようなことはやはり重視していくことになると思います。

折井委員 追加で質問させてください。その事業者がほかの、例えば他地区ということもあり得ると思うのですが、そういうところを視察するなりして審査の中に入れるとか、もしくはそういったようなこともなさるのでしょうか。要は公募でどのような観点から選考を行うのか、大まかなことでいいのですけれども教えていただけますでしょうか。

スポーツ振興課長 他施設を見に行くかどうかというのは選定委員会の中で行くべきだという議論が出れば行くこともあるかと思いますが、やはり実績というのは単にホームページ上だけで確認できないいろいろなところが含まれていると思いますので、そういったところを逆にプレゼンテーションの中でどう見ていくように気をつけなくてはいけないのかとか、そういうところは今後ポイントを決めるに当たって検討してまいりたいと思います。

事務局次長 先ほどの馬場職務代理のご質問にも関連するのですが、基本的に指定管理も業務委託もやはり民間の力をなるべく最大限生かして、よりサービスの向上と運営の効率化を図るという点は両者共通です。ところが先ほど担当課長が説明したとおり、業務委託はあくまでも区が指定した仕様書の内容の範囲で業務を行うものであるために自由度が少し低いのです。今回のこのスポーツ施設ですけれども、上井草は現行もやっているのですが、そうした基本的なサービスに加えて、この場所を使って指定管理者が独自事業を展開して更なるスポーツ振興につなげていきたいのだと、こういった提案が出てくるわけです。そうしたことを踏まえて選定するというのがポイントの1つです。

それともう1つ重要なのがやはり指定管理によって財政的に健全で安定的・継続的な運営が見込まれるのか、しかもその基幹的なサービスをきちんとできる運営体制となっているか、これまでの実績を含めて総合的に見るということになります。それで今折井委員からご質問があった実績の部分で視察というお話もありましたけれども、これから選定委員

会を設置します。その中で審査の仕方そのものを議論しながら進めていくわけですけれども、仮に視察をしなかったとしても、当然のことながら類似の事業の実績、委託だとか指定管理の実績、そういったものは聴取します。そうした書面で提出されたものと、書面だけではなくてヒアリングも当然あわせてやっていくことが通例ですから、そうした中できちんと確認して間違いのない区民サービスの向上が図れる運営ができるのかといったところはしっかり見ていくと、こんなようなことを今後ともしっかりとやっていくというところでございます。

折井委員 ありがとうございます。

伊井委員 今回松ノ木運動場が新たに指定管理に加わっておりますが、それが今後今までの体育施設と異なる点というのが生まれてくるのかということと、グループ化される利点というか効果というか、どこを狙ってそのようにされているのかということと、あと委員を選ばれる基準みたいなものとか、どんなキャリアの方から選ばれるというご予定がもしわかっていましたら教えていただければと思います。

スポーツ振興課長 松ノ木運動場なのですが、あちらは今実際に区立施設の部分の野球場、テニスコートと、あとは都からお借りしている野球場とテニスコートと区立、都立別々の施設があるものですから、まずは区立の野球場・テニスコートについては指定管理者に今度お願いをしていくといったところで、都立の方の施設については指定管理者から新たに業者委託という形で運営をお願いしていくことを考えてございます。

続きましてグループ化した点でございますが、先ほどの妙正寺体育館などがそうなのですが、小規模なところだと、指定管理者にとって収益を得られるいろいろな事業が展開しづらいたったところが考えられます。そのためある程度複数施設で収益が上がるようなことでやると、多少安い金額で指定管理を提案してくるといったことも考えられますので、ある程度施設をまとめることによって、相手にとってはスケールメリットが生じる、区にとっても支払う額が減ってくるということが考えられるかなといったところなんです。あとは選定委員といたしましてはスポーツ関連のことに詳しい学識経験者の方ですとか、あとは経営力ということですので公認会計士の方、そういった方を想定しております。

なお、今申し上げた学識経験者と公認会計士は外部の方で、内部は教育委員会の管理職が数名入るということで考えております。

伊井委員 これまでも委託や指定管理をしているような会社の方々ももちろんそこにプロポーザルで入れるということですよ。

スポーツ振興課長 そうです。

事務局次長 今の委員のグループ化の利点ですけれども、担当課長が答弁したとおりですが、例えば今Bグループでご質問いただきましたけれども、かなり近い位置にある3つの施設です。それぞれの施設の規模もそれぞれなのですけれども、スポーツ施設の内容も異なります。ただ、例えば施設の清掃業務などを1つの施設でやるとそれだけですけれども、複数の施設でやることによって、そういうことも非常に効率的・効果的にできるというようなこともあって、本来のスポーツ施設をよりよくしていくということもさることながら、そういった維持管理面でもトータルで見ていくとさらにスケールメリットが出るというのが、これまでの実績からきちんと確認できているところでございます。

折井委員 先ほどAグループ・Bグループ、Cグループでスケールメリットが出るのだということはお伺いしてなるほどなと思ったのですが、そうなった場合にはA・B・C、もしもとても優れた業者さんがあったとしたら、AもBもCもやってもらった方がいいのではないかと素人的に考えてしまうのですが、これはどのような方針で選考を行う予定なのでしょうか。

スポーツ振興課長 例えば上井草とか下高井戸にはサッカーのできるグラウンドもありますし、野球場があったり体育館があったりとか。指定管理者として公募していらっしゃる会社が今までどういったところで事業展開をしてきて、得意としている指導内容とか教室だとかを持っていたりとか、体育館で様々なダンス系ができるとかということがあろうかと思しますので、その辺では出てきたところのプレゼンテーションを聞きながらよりよい選考ができていくのかなとは思っておりますけれども。

折井委員 追加質問をよろしいでしょうか。Aグループに関しては少し時期が違うようですが、BとCは同時期に行うわけですよ。この場合例えばBとC両方にプロポーザルを出すといったようなことは許可するのですか。それともやはりあまり同じ業者さんに依存して頼ってしまうのはあまりよくないということで、それは制限するのでしょうか。

スポーツ振興課長 そこは選定委員会の委員を含めての中でご議論いただくところだと思います。

折井委員 そのあたりはまだ未定、方向性はそんな感じかもしれないということですか。

生涯学習スポーツ担当部長 これから公募をかけるわけですがけれども、その公募要綱の中で、特にここに出たからほかに出てはいけないというようなことはございません。ただ得意な分野がありますので、全部に出てくるというのはなかなか大変なことかなと思っております。

庶務課長 ほかはよろしいでしょうか。それではないようですので、報告事項の1番につきましては以上とさせていただきます。

それでは引き続きまして報告事項の2番「地域図書館の次期指定管理者候補者の選定結果について」中央図書館次長からご説明いたします。

中央図書館次長 「地域図書館の次期指定管理者候補者の選定結果について」ご報告いたします。これまでにスケジュール等につきましてご報告を差し上げていたところでございますが、今回候補者を選定いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず、選定事業者の概要でございます。阿佐谷地域グループ、こちらは成田図書館と阿佐谷図書館ですが、期間といたしましては平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございまして、丸善・東急コミュニティー共同事業体でございます。事業者の概要については記載のとおりでございます。

次に方南・和泉地域グループでございます。永福図書館・方南図書館が該当いたします。指定管理期間は平成28年4月1日から31年3月31日の3年間でございます。事業者はヴィアックスグループでございます。事業者の概要は記載のとおりでございます。

そして高井戸地域グループでございます。こちらは宮前図書館・高井戸図書館でございまして、指定管理機関は平成28年4月1日から33年3月31日の5年間でございます。こちらの事業者は杉並区立図書館TRCグループでございます。事業者の概要につきましては、記載のとおりでございます。

裏面をお願いします。選定経過でございます。各地域グループごとに2事業者の応募がございました。9月26日に第一次審査といたしまして書類審査を行いました。この書類審査につきましては、全事業者が通過いたしましたので、10月17日に第二次審査として、書類審査の一部とともにプレゼンテーションとヒアリングを行いました。別紙の結果評価表

が、①が阿佐谷地域グループ、結果評価表②が方南地域グループ。評価表③が高井戸地域グループでございます。記載の評価項目につきましては、選定員により評価いたしました。

もとに戻りまして、選定委員会の構成でございます。記載のとおり5人の者がメンバーになっております。

今後のスケジュールといたしましては、11月第四回区議会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出いたします。議案が可決されましたら28年4月より管理運営が開始できますように、いろいろ協議を進めていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

庶務課長 それではただいまの説明につきましてご意見・ご質問等ございますでしょうか。

對馬委員 今回選定された事業者のそれぞれの、どういう点がすぐれていたのかということをお教えいただきたいのですけれども。図書館というのはスキルを構築していくというのがすごく大事な仕事だと思うのですが、以前に指定されていた業者と同じところがそれぞれ指定されているのか、また変わったとしたら前のところのスキルを続けて構築することが可能なのかというあたりを含めて教えていただけますでしょうか。

中央図書館次長 3地域グループとも事業者は従前と同じでございます。かつ、どちらの方も杉並区の図書館サービス基本方針を非常に尊重いたしまして、それにのっとったサービスを続けて展開していきたいというふうな記載がございました。かつ記載の内容の方も具体的でございまして、確かに何が大切か、つまり例えば蔵書の構成が大事であるとか、司書の育成が大事である、それから職員の構成が大事であるとか、それについてどれも具体的に書いてございまして、その内容が大変手堅いものでございました。

對馬委員 事業者が同じということではちょっと安心したのですけれども、事業者が変わると、区民の方でパートみたいなお仕事をいらっしゃる方がやはり仕事が増えてお給料が減っていくという話をよく聞くのですけれども、事業者が同じということはそういう心配はあまりしなくてもいいということなのではないでしょうか。

中央図書館次長 雇用につきましては当然従業員の意思もございまして、継続なさるかどうかににつきましては別個でございまして、やはり事

業者の方では雇用面やそういう面につきましても、非常に尊重いたしまして、雇用の継続がしやすいような形の提案をしていました。

庶務課長 ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

馬場委員 指定期間が違いますよね、1つだけ。これは何かあるのですか。

中央図書館次長 この方南・和泉地域グループには老朽化した図書館がございまして、この後改修等も考えられますので、そういったしますとやはり指定期間に影響すると思いましたので3年間といたしました。

馬場委員 施設面の関係でということですか。

中央図書館次長 さようでございます。

馬場委員 それは別に仕方ないことなのですか。

中央図書館次長 環境が変わりますと労働条件も変わるかと思っております。

事務局次長 前回まではこの3グループそれぞれ指定管理期間が3年間だったのです。区としてはこの間いろいろな施設で指定管理というものを進めてきましたけれども、やはり継続性と安定的な運営という観点から、基本的には指定管理期間は5年という考え方がございます。これまでは3年間だったのですけれども、そういった区の考え方に沿って今回5年間を基本としたと。ただし、今馬場職務代理からご質問いただいた点については区立施設の再編など、今後の動きとの関連もあるといったところで、その辺も念頭に置くと直ちに全て5年間にしないでここだけは3年間にした方が、今後のそういった計画の改訂等と整合した取組が図れるという観点から、ここについては3年間にしているということなので、基本は5年間で考えております。

庶務課長 ほかにございますでしょうか。

伊井委員 素人的な質問になってしまうのですけれども、現在の図書館の評判というのでしょうか。そのあたりの課題とか、それからここが特にすぐれているところがあって、例えば今回の指定管理の公募者の選定において、これまでと違った観点で選んでみたとか、そんな今までの評判とかその現状の実施されているいろいろな営業業務とか、そういうこととの比較の中で課題観点とかを変えた点とかございましたら教えていただきたいのですけれども。

中央図書館次長 図書館は業者満足度調査というのを毎年行っております。今杉並区には13館図書館がございしますが、いずれも好意的な評価を

いただいております。指定管理でも遜色のない評価をいただいております。ただ、それはお互いに今そういうものがあるのですけれども、みずから行うに当たってこういう点は改めなければいけないというところも指定管理者みずからが反省をいたしまして、こういうふうに変更してこうということも考えていらっしゃるし、そういう点も十分に反映したこれからの運営になると思います。

伊井委員 そうしますと区の方針とかそういうものともうまく連携しながら今後もやっていらっしゃるというようなご予定ですか。

中央図書館次長 基本となりますのは、先ほど申し上げました、図書館サービス基本方針がございまして、それに即して、かつその中で独自性を出そうという形で運営を図るという話をいただいております。

伊井委員 今わかっていることで具体的な何か「こんなことをしようと思っています」というようなことがあったら教えてください。

中央図書館次長 地域の方へのアピールの仕方であるとか、これまで使っているしかなかった方に対しても、こうやって広げたらどうかというふうに自戒の念を含めながらも、いろいろな提案をしていただきました。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項2番につきまして以上とさせていただきます。以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは以上で、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、何か連絡事項はございますか。

庶務課長 次回の日程でございますが、11月11日水曜日、午後2時から定例会を予定しておりますのでよろしくお願いたします。

教育長 それでは本日の教育委員会を閉会いたします。